

# 令和8年度 札幌市立拓北小学校「学校いじめ防止基本方針」

2026・3・31改定

## 1 いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

## 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる全ての児童に関係する問題である。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 3 校内いじめ防止対策組織

「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

### (1) 構成員

- ・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。

### (2) 「校内いじめ対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。

- ・定例の会議を月に1回開催する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

#### **4 いじめの防止等に関する具体的な取組**

##### **(1) いじめの未然防止の取組**

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

##### **(2) いじめの早期発見の取組**

- ア 児童の小さなサインを見逃さない。最低3人の教職員に相談し、気付いた情報の共有をする。速やかな対応を基本に取り組む。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ調査を年3回実施する。学校独自の児童アンケート2回（6月、2月）、札幌市教育委員会からの「いじめや悩みに関するアンケート調査」（11月）を1回実施する。（市教委への報告あり。）アンケート内容から、個人面談（児童）による聞き取り調査を実施する。
- エ 聞き取り調査後には、必要に応じて調査結果に基づいて保護者との個人懇談を実施する。そのほかにも、個別の相談を常に受け入れる体制をとる。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

##### **(3) いじめに対する措置**

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を徹底して守り通すという姿勢で支援する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携して行う。
- キ 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

#### **5 重大事態への対応**

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、組織的に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

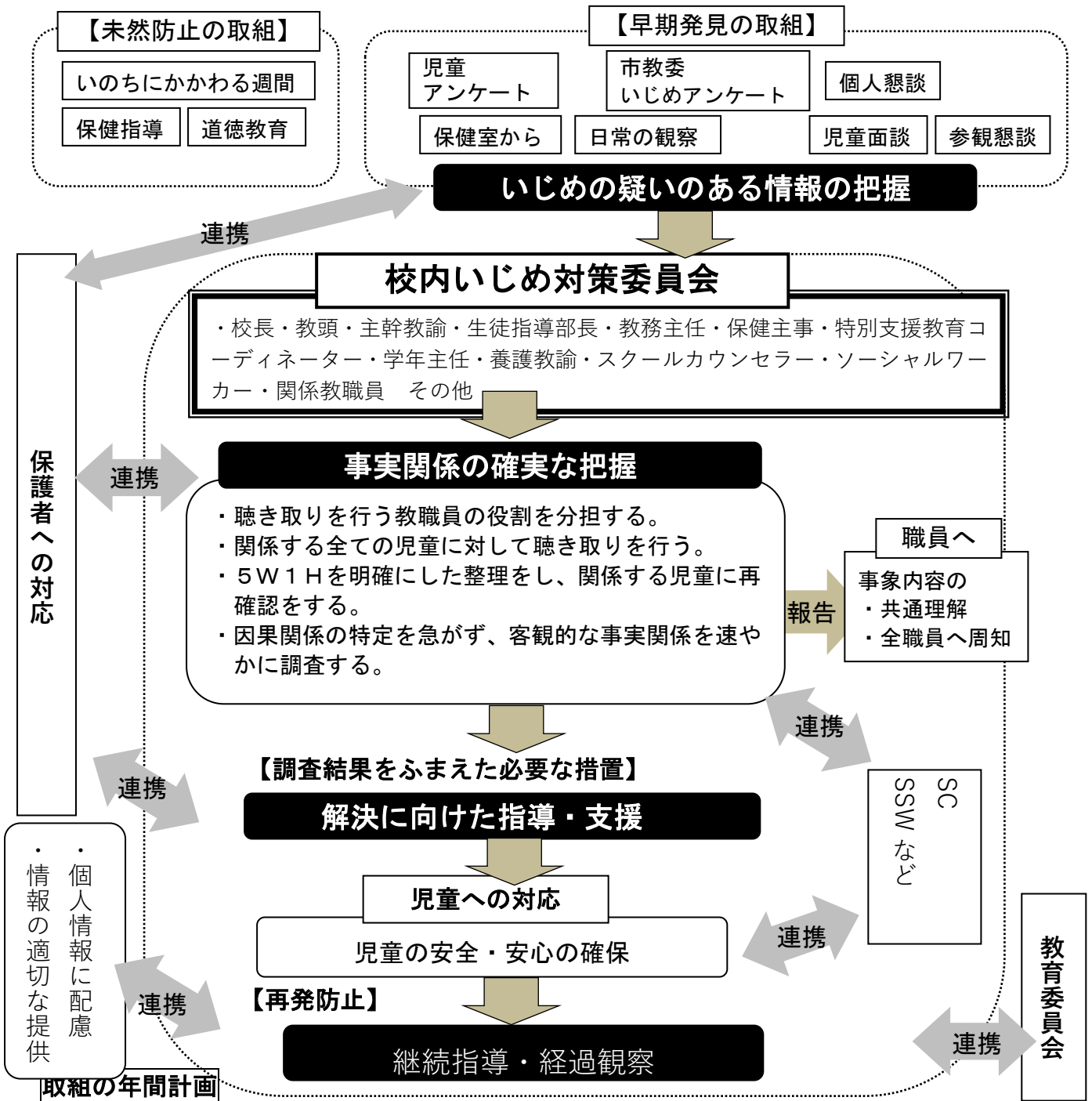
## **6 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性の高い取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組、評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、校内いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## **7 その他**

- (1) 児童理解やいじめ対応に関する校内研修を3回計画（資料提供）し、職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業前・休業後に指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 職員会議等で、適宜気になる児童や生徒指導、いじめに関する情報交換を行い、児童に関する情報共有を図る。

## 8 案件事案発生時の組織的対応



## いじめの芽を生まない環境づくり

いじめを「許さない」「起こさせない」

子どものサインを見逃さない

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○生徒指導研修（SCによる講話）	○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○PTA総会、参観・懇談 ○「学校いじめ防止基本方針」の公表 ○教育相談
5月		○全校朝会での指導	○困りのある児童への対応	○運動会
6月	○学びの支援全体会	○人権教室	◎悩みやいじめアンケート①→面談	
7月				
<b>夏季休業</b>				
8月			○学期初め、困りのある児童への対応	
<b>「子どもの命を見つめ直す月間」</b>				
9月		○心のライブ授業（4～6年）		○参観・懇談
10月				○教育相談 ○音楽発表会
11月		○SC授業（6年）	◎「悩みやいじめアンケート」②→面談	
12月	○職員による学校評価の実施			○保護者、児童への学校評価アンケート
<b>冬季休業</b>				
1月			○学期初め、困りのある児童への対応	
2月	○学びの支援交流会		◎悩みやいじめアンケート③→面談	
3月	○「学校いじめ防止基本方針」の見直し			○参観・懇談 ○学校関係者評価委員会
通年	○校内いじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○職員会議等での情報共有（適時）	○日常の授業で言語活動を取り入れる。（言語能力の育成） ○道徳教育の充実 ○ソーシャルスキルの育成 ○言葉遣い ○人間尊重 ○児童によるいじめ防止の取組の推進	○休み時間や給食・清掃時間の見取り ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○専科指導を通じた見取りの共有 ○掲示板を利用した情報共有	○学校評議員への学校行事公開